



福岡県医発第168号(地)

平成21年4月15日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

医療監視の見直しについて(情報提供)

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係より本会に対して別紙のとおり説明がありました。

現在、病院の医療監視については、全ての医療機関に対して同一基準で実施されておりますが、平成22年度より病院の自主的な点検や改善を推進するため、病院の規模や前回の医療監視結果を踏まえたうえで、一定の基準を満たす病院については2年に1回は自主点検(一部の項目を除く)にすることを予定しているとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会内の病院への情報提供につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市の病院は除きます。
- 2) 自主検査の範囲は、「医療従事者の人員」及び「医療安全管理体制」を除く全項目とされています。
- 3) 大規模病院の医療監視の充実において、大規模病院の定義としては、一般病床を200床以上持つ病院とされており、他の病床を持つ場合でも、一般病床が200床未満の場合は大規模病院とはなりません。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

医療監視の見直しについて（政令市を除く）

1 概要

現在、医療監視については、病院の規模や前回の医療監視の結果にかかわらず、全ての医療機関に対して同一基準で実施している。しかし、今後は、病院の自主的な点検や改善を推進するため、病院の規模や前回の医療監視結果を踏まえたうえで、一定の基準を満たす病院については2年に1回は、自主検査（一部の項目を除く）とする。

2 内容

（1）大規模病院の医療監視の充実

大規模病院（200床以上の一般病床を持つ医療機関）は、その規模から必然的に地域の基幹中心的な役割を担うことも多く、大多数の患者に医療を提供することになり得ることから、大規模病院の適切な医療監視の実施に努める。

（2）病院の自主的な医療提供体制の推進

適正な医療提供体制を確保するためには、病院の自主的な点検、改善を推進することが重要となることから、一定の基準を満たす病院にあっては、医療監視の一部を自主検査（自主点検調査票の提出）とする。

3 一定の基準を満たす病院

（1）前年度の医療監視において、文書指摘のない病院であること。

なお、前年度の医療監視において、自主検査を実施した病院は除く。

（2）前年度の医療監視以降、開設許可を受けていない病院であること。

（3）ただし、上記の基準を満たしていても、保健所長が医療監視の実施が必要と認める場合は、この限りでない。

4 自主検査の範囲

「医療従事者の人員」及び「医療安全管理体制」を除く全項目

5 実施時期

平成22年度より実施予定